

食品表示に関する実態調査

所見表示事項及びその回答（改善措置状況）

調査実施時期：平成28年5月～10月 所見表示先：九州農政局
所見表示日：平成28年10月13日 回答日：平成29年1月18日、2回目回答日：平成29年8月21日

所見表示事項	九州農政局の回答（改善措置状況）
<p>1 食品表示に関する指導監視の的確な実施</p> <p>(1) 指導監視対象事業者の的確な把握</p> <p>九州農政局は、一般調査による指導監視の対象となる広域の食品関連事業者を的確に把握する等の観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① iタウンページや、県等の食品衛生部局が作成している食品衛生法許可施設リストなど外部機関が作成しているデータベースを活用して、事業者データマスタの一斉点検を実施するとともに、定期的な照合作業を行うこと。</p> <p>② 総合スーパー等については、時期を定めて定期的かつ網羅的にホームページを閲覧し、店舗の新設・改廃情報を事業者データマスタに反映するとともに、新設店舗に対しては、遅くとも出店の翌年度までに一般調査を実施するよう、年間計画において優先して選定すること。</p>	<div data-bbox="1162 477 2085 652" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"><p>→ 1回目のフォローアップ時に確認した改善措置状況 ⇒ 2回目のフォローアップ時に確認した改善措置状況</p></div> <p>→ 広域の食品関連事業者を的確に把握する等のため、次の措置を講じた。</p> <p>① 平成28年11月8日、各県拠点の管理職員（食品表示監視業務担当。以下同じ。）を参集した会議において、以下の事項を指示した。</p> <p>ア 県等の食品衛生部局が作成している食品衛生法許可施設リストを活用し、事業者データマスタの一斉点検を実施すること。なお、各月末時点の一斉点検の進捗状況を報告すること。</p> <p>イ 総合スーパー等の新設店舗については、可能な限り、年間計画を変更し、平成28年度内に一般調査を実施すること。なお、各月末時点の年間計画の変更状況を報告すること。</p> <p>② 平成28年12月15日、各県拠点の管理職員に対し、上記①アの点検作業に併せて、以下の手段による情報収集を実施するよう、メールにより指示した。</p> <p>ア 自治体のホームページ（大規模小売店舗立地法の届出状況）及び民間団体のホームページ（小売店の新規出店情報）の閲覧（実施時期：平成28年12月）</p> <p>イ 総合スーパー等のホームページ（店舗情報）の一斉閲覧（実施時期：平成29年1月～2月）</p>

- ③ 各県拠点では、上記①及び②の指示に基づき、事業者データマスタの一斉点検等を行っているところである。
- ④ 平成 29 年度以降の業務に係る取組として、平成 29 年 1 月 10 日、各県拠点の管理職員に対し、事務連絡により、以下の事項を指示した。
 - ア 定期的に、食品衛生法許可施設リストの入手、各種ホームページの閲覧により、食品関連事業者の新設・改廃等の情報を収集し、新たに得た情報については、適切に事業者データマスタに反映すること。
 - イ 総合スーパー等の新設店舗については、遅くとも翌年度までに一般調査を実施するよう、年間計画において優先的に選定すること。

⇒ ① 平成 28 年 11 月 8 日に行った各県拠点に対する指示に基づき、各県拠点が、県等から入手した食品衛生法許可施設リストを活用し、事業者データマスタの一斉点検を実施した結果、平成 29 年 3 月末までに、それまで事業者データマスタに未登録であった広域の食品関連事業者の店舗等 365 件について、追加登録を行った。なお、各県拠点別の内訳は下表のとおりである。

表-1 一斉点検による事業者データマスタ追加登録件数
(平成 29 年 3 月末現在)

拠点等名	食品の小売店舗			生鮮食品の中間流通業者の事業所	加工食品の製造業者の工場	合計
	総合スーパー等	コンビニ等	計			
福岡	6	9	15	4	4	23
佐賀	1	23	24	1	12	37
長崎	3	5	8	13	10	31

熊本	48	9	57	15	17	89
大分	10	51	61	9	19	89
宮崎	5	7	12	6	17	35
鹿児島	10	31	41	8	12	61
計	83	135	218	56	91	365

- (注) 1 広域の食品関連事業者の店舗等の追加登録件数である。
 2 総合スーパー等とは総合スーパー、食料品スーパー、ディスカウントショップ及びホームセンターであり、コンビニ等とはコンビニエンスストア、ドラッグストアである。

② 平成 28 年 12 月 15 日に行った各県拠点に対する指示に基づき、各県拠点が、自治体のホームページ（大規模小売店舗立地法の届出状況）、民間団体及び総合スーパー等のホームページ（店舗情報）の閲覧を実施した結果、平成 29 年 3 月末までに、広域の総合スーパー等の新規開業店舗 29 件を把握し、事業者データマスタに追加登録を行った。

このうち、平成 28 年度中に 11 件の店舗に対し一般調査を実施し、29 年度に 18 件の一般調査を実施する予定とし、29 年 7 月末までに 5 件の一般調査を実施済みである。

③ 平成 29 年 1 月 10 日に行った各県拠点に対する指示に基づき、各県拠点は、平成 29 年度以降においても、

ア 年 1 回、県等から食品衛生法許可施設リストを入手し、事業者データマスタの点検の実施

イ 月 1 回、自治体のホームページ（大規模小売店舗立地法の届出状況）、民間団体及び総合スーパー等のホームページ（店舗情報）の閲覧による広域の新規開業店舗の把握

ウ 年 1 回、総合スーパー等のホームページ（店舗情報）の一斉閲覧等の取組を実施することとしており、これら取組により、平成 29 年 7 月末までに、広域の食品関連事業者の店舗等 125 件について、事

業者データマスタに追加登録を行った。なお、各県拠点別の内訳は下表のとおりである。

表ー２ 平成29年度における事業者データマスタ追加登録件数
(平成29年7月末現在)

拠点等名	食品の小売店舗			生鮮食品の中間流通業者の事業所	加工食品の製造業者の工場	合計
	総合スーパー等	コンビニ等	計			
福岡	12	10	22			22
佐賀	2	5	7	1	1	9
長崎	2		2			2
熊本	5	7	12		6	18
大分	56	2	58	5		63
宮崎	2	3	5		1	6
鹿児島	3	2	5			5
計	82	29	111	6	8	125

- (注) 1 広域の食品関連事業者の店舗等の追加登録件数である。
2 総合スーパー等とは総合スーパー、食料品スーパー、ディスカウントショップ及びホームセンターであり、コンビニ等とはコンビニエンスストア、ドラッグストアである。

(2) 同一事業者の再発事案に係る再発原因調査の実施

九州農政局は、違反を再発した食品関連事業者に対する指導の徹底及び指導区分の判定に必要な情報を的確に把握する観点から、違反を再発した事業者に対する立入検査に当たっては、担当する同局県域拠点に対して、前回の違反事項へのその後の改善対応が不十分で再発したのか、別異の原因により発生したのか等、前回の違反との関連性や、再発の原因を究明させるとともに、その結果を立入検査報告書等に記載させる必要がある。

→ 同一事業者の再発事案に係る再発原因の究明を徹底させるため、次の措置を講じた。

- ① 平成28年11月18日、各県拠点の管理職員に対し、事務連絡により、次の事項を指示した。
ア 食品関連事業者に対する立入検査の結果、違反の再発を確認した場合は、前回の違反に係る再発防止策の履行状況や見直し状況を確認した上で、違反の再発原因を確認すること。

- イ アの確認結果を立入検査報告書に明記すること。
- ② 各県拠点では、それぞれ管理職員から食品表示監視業務担当職員に対して、当該指示内容を徹底した。

⇒ 平成 28 年 11 月 18 日に、各県拠点に対して、食品関連事業者の違反の再発を確認した場合は、前回の違反に係る再発防止策の履行状況や見直し状況を確認した上で、違反の再発原因を確認すること等を指示したところであるが、平成 29 年 7 月末までに、違反の再発は確認されていない。

2 食品関連事業者及び一般消費者に対する食品表示制度の普及啓発等

○ 被疑情報の受付に係る周知

九州農政局は、被疑情報の受付を効果的に行い、不適正表示に対する指導監視を一層推進する観点から、同局において被疑情報の受付を行っていることについて、ホームページに加え、電話帳、パンフレット等によって一層の周知を図る必要がある。

→ 被疑情報の受付窓口である食品表示 110 番の周知を図るため、次の措置を講じた。

- ① 九州農政局のメールマガジン「アグリ・インフォ九州メルマガ」（平成 28 年 12 月号）に、食品表示 110 番の記事を掲載した。
- ② 平成 28 年 12 月 28 日、各県拠点の管理職員に対し、事務連絡により、食品表示 110 番に係る周知ビラの常置を消費生活センター等へ要請するなど、一般消費者が食品表示 110 番を知り得るような対策を行うよう、指示した。
- ③ 平成 29 年 1 月 6 日、契約電話会社に対し、食品表示 110 番の電話帳への掲載を申請した。

（参考）電話帳への掲載時期等

区分	掲載予定時期	掲載予定場所
ハローページ	次期発行時	企業名掲載ページ(九州農政局)
タウンページ	次期発行時	生活ダイヤルのくらしの相談窓口
i タウンページ	平成 29 年 1 月	

⇒ ① 九州農政局のメールマガジンを活用した食品表示 110 番の周知については、次のとおり、継続して行っている。

- ア 「アグリ・インフォ九州メルマガ」(平成 29 年 6 月号に掲載)
- イ 「消費者情報九州」(平成 29 年第 12 号 2 月 16 日発行分から第 23 号 8 月 3 日発行分まで継続して掲載中)

② 平成 28 年 12 月 28 日に行った各県拠点に対する指示に基づき、各県拠点が、消費生活センター等を管轄する自治体に要請した結果、消費生活センター等(合計 11 か所)に食品表示 110 番に係る周知ビラが常置されている。

(参考) 消費生活センター等への周知ビラ常置状況

拠点等名	要請先自治体
福岡県	福岡県、福岡市、北九州市
佐賀県	佐賀県
長崎県	長崎県
熊本県	熊本県、熊本市
大分県	大分県
宮崎県	宮崎県
鹿児島県	鹿児島県、鹿児島市

③ 平成 29 年 1 月 6 日、契約電話会社に対し、食品表示 110 番の電話帳への掲載を申請した結果、下表のとおり、順次、電話帳に掲載されているところである。

表-3 食品表示 110 番の電話帳への各県、地域別の掲載状況

区分	電話帳版名	発行年月	掲載状況
ハローページ	熊本県	30 年 1 月	
タウンページ	福岡県(福岡)	29 年 9 月	
	福岡県(北九州)	29 年 10 月	
	福岡県(久留米筑後)	29 年 10 月	
	福岡県(筑豊)	29 年 10 月	
	佐賀県	29 年 11 月	
	長崎県	29 年 5 月	掲載済
	長崎県(壱岐・対馬)	29 年 11 月	

		熊本県	30年1月	
		大分県	29年5月	掲載済
		宮崎県	30年2月	
		鹿児島県	29年6月	掲載済